

国海員第75号
令和3年6月17日

交通政策審議会

会長 金本 良嗣 殿

国土交通大臣
赤羽 一 嘉



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第55条第5項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第384号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
旗手海運株式会社	広島県尾道市西御所町7番5号
株式会社ディークリエイト	広島県呉市中通一丁目3番16号K・cityビル4F